### ホームステイ・ホームビジット実施要領

### 1. 目 的

- (I) 在福・来福の外国人留学生(以下「ゲスト」という。)に、日本の家庭生活体験や、訪問して交流する機会を提供し、互いの国の文化や習慣を共に学び合いながら理解と友情を育てる。
- (2)受入家庭(以下「ホストファミリー」という。)に、外国人との生活体験や交流を通して、国際理解・異文化理解を深める機会を提供する。

### 2. 交流形態

家庭での宿泊を伴う交流形態を「ホームステイ」、宿泊を伴わずに交流を行う形態を「ホームビジット」という。

3. ホームステイ・ホームビジット利用対象者

次の(I)~(3) すべてを満たす者。

- (I) 福岡都市圏の大学、短期大学、または語学学校等に在籍する留学生であることの証明ができる外国人。
- (2) 日本国内に身元保証のできる団体(以下「申込責任団体」という。)を有する者。なお、ホームビジットについては、その限りではない。
- (3) 下記の活動を行わない人。
  - ア. 営利を目的とするもの
  - イ. 政治又は宗教に関するもの
  - ウ. 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
  - 工. 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの

## 4. 交流期間

(1) ホームステイ

交流期間は | 週間(6泊7日)以内とする。

(2) ホームビジット

交流期間は3カ月間とする。

# 5. 受入にかかる費用

- (1) 受入にかかる費用は、原則としてゲストとホストファミリー双方の個人負担とする。ただし、受入れに伴う基本的な費用(家庭での食事、光熱費等)はホストファミリー、訪問・滞在に伴う交通費、通信、その他個人的費用はゲストの負担とする。
- (2) ホストファミリーは、財団の負担により、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入する。

# 6. ホストファミリー登録要件

- (1) このホームステイ・ホームビジットの目的に賛同し、好意でどこの国・地域からのゲストも分け隔てなく受入れられる家庭であること。
- (2) 家族全員が受入れに賛同すること。
- (3)他のホストファミリー、財団関係者、依頼者等と連携・協力の上、円滑なコミュニケーションが取れる人
- (4)福岡都市圏(福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市)に住所を有し、必要に応じて送迎に協力できること。
- (5)活動中、または、活動を通して知り得た依頼者、外国人、他のボランティアに対して、政治的・宗教 的活動、営利行為等を行わない人
- (6) ボランティア活動中に知り得た利用者、外国人、他のボランティアの個人情報(住所、電話番号、メ ールアドレス等)及び支援内容等を漏洩しない人

### (7) 財団との連絡をメールで行うことができる人

### 7. ホストファミリーの登録

- (1) 登録手続き
  - ア、登録を希望する家庭は所定の様式にて、登録に必要な手続きを行うものとする。
  - イ. 財団は提出書類を審査し、登録が適当と認めた場合はホストファミリーとして登録し、「ボラン ティア活動保険」付保後に登録番号を通知する。
- (2)登録期間・更新
  - ア. 登録期間は3年間とし、令和6年4月を起点として、3年ごとに更新する。なお、期間途中で登録した場合の登録期間は、その残りの期間とする。
  - イ. 登録期間満了後、更新希望者は、改めて登録申請手続きを行うものとする。
- (3) 登録の変更

登録期間中、住所等登録内容に変更があった場合は、速やかに財団に連絡する。

(4) 登録の取消

次のいずれかに該当する場合は登録を取り消す。

- ア. 登録内容に虚偽があったとき
- イ. 登録辞退の申し出があったとき
- ウ. ホストファミリーとして不適格と認められる事実が発生したとき
- エ. 財団の信用をおとしめる行為があったとき、または、発覚したとき
- オ. 連絡不能となったとき
- カ. 福岡都市圏外に転居したとき

## 8. 利用の流れ

- (I)ホームステイまたはホームビジットの利用を希望する場合は、原則として希望日の I か月前までに所定の様式により財団に申請しなければならない。
- (2) 財団は、書類審査および面談等により利用が適当と認めた場合、登録ホストファミリーに受け入れ希望調査を行う。面談等により受入希望家庭への聞き取りを行った上で、申込者へ紹介する。
- (3) ホストファミリーの紹介が不可能な場合は、財団は速やかにその旨を申込者に通知する。
- (4)ホストファミリーとの受渡し前後における利用者への連絡は、原則として財団が行う。ただし、申込責任団体からの申込みの場合は、原則として申込責任団体の責任において行う。
- (5)利用者とホストファミリーは、原則として福岡市国際会館または財団が指定する場所で対面した後、 双方合意の上で交流を開始する。
- (6) 交流期間終了後、ホストファミリー及びゲストはアンケートに回答し、財団に広報写真(3-5枚)を 提供するものとする。

#### 9. その他

- (I)ホームステイ・ホームビジットによって知り得た個人情報を目的外に使用し、又は他人に知らせてはいけない。
- (2) 緊急あるいは不測の事態でいったん紹介した受入れが不可能となった場合、財団はその責任を負わない。
- (3) 交流中に万一事故が生じた場合、財団はその責任を負わない。ホストファミリーが活動中に事故等によって被った損害については、第5条の保険より支払われる金額を補償の限度とする。
- (4) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。